

労働者協同組合相談窓口 のご案内



相談無料

相談内容

- ・労働者協同組合法等(政省令含む)の概要説明、解説、法解釈等
- ・労協組合設立手続き等に関する説明やアドバイス等
(届出書類の作成代行等の業務は含みません。)
- ・個人等への行政書士の紹介
(紹介により発生する費用は個人等の負担となります)

※相談は完全予約制です。最初にE-mail又はお電話でご連絡ください。詳しくは下記をご覧ください。

相談方法

- 相談時間 平日 9:00～17:00
1回1時間以内 1団体につき3回まで
- 相談方法 ・兵庫県行政書士会事務局内での
面談またはZOOM
・状況により電話・メールも可能



労働者協同組合制度とは

労働者協同組合法(令和2年法律第78号)に基づいて設立された法人で、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織です。

介護、障害福祉、子育て支援、地域づくりなどのニーズに応える活動の担い手になろうとする人々が活動しやすくなる新たな法人形態です。

労働者協同組合の主な特色

1. 労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能です。介護・福祉関連(訪問介護等)、子育て関連(学童保育等)、地域作り関連(農産物加工品販売所等の拠点整備等)など地域における多様な需要に応じた事業を実施できます。ただし、許認可等が必要な事業についてはその規制を受けます。
2. 設立には3人以上の発起人が必要です。NPO法人(認証主義)や企業組合(認可主義)と異なり、行政庁による許認可等を必要とせず、法律に定めた要件を満たし、登記をすれば法人格が付与されます(準則主義)。
3. 組合は組合員との間で労働契約を締結します。
4. 出資配当は認められません。剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行います。
5. 都道府県知事による監督を受けます。



労働者協同組合 設立の流れ



発起人を3人以上集める



必要書面を作成する

定款等の書面を作成し、必要な書類を整えます。



創立総会の公告・開催をする

設立総会で、定款の承認や事業計画等の議決、役員選挙を行います。

組合員となることを承諾した者の半数以上が出席し、2/3以上の多数による決議が必要です。



出資金を払い込む



設立登記を行い
設立の届出をする
(登記相談除く)



[お問合せ・お申込み]

兵庫県行政書士会 ホームページ・メールからお申込みください。

予約のお電話は平日9:00～12:00/13:00～16:00にお願いいたします。E-mailでのご連絡は随時受け付けています。

TEL:078-371-6361

E-mail:kikakubu@hyogokai.or.jp

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー13階

E-mail用
QRコード

お名前・ご所属・
E-mail・TEL・
相談内容
を記載して、
送信して下さい。

